

令和4年度

都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議

「市町における総合的対応窓口 への支援の取組」

令和4年6月15日(水)～6月28日(火)



三重県環境生活部 くらし・交通安全課



三重県犯罪被害者等支援条例制定の経緯

- ◆ 平成30年6月、犯罪被害により娘さんを亡くされた方から、ご遺族の置かれている状況についての切実な思いと、支援を望むお手紙が届く。

ご遺族から
のお手紙



犯罪被害に遭われた方やそのご家族は、

今も辛い生活が続いている。

経済的な困難にも直面している。

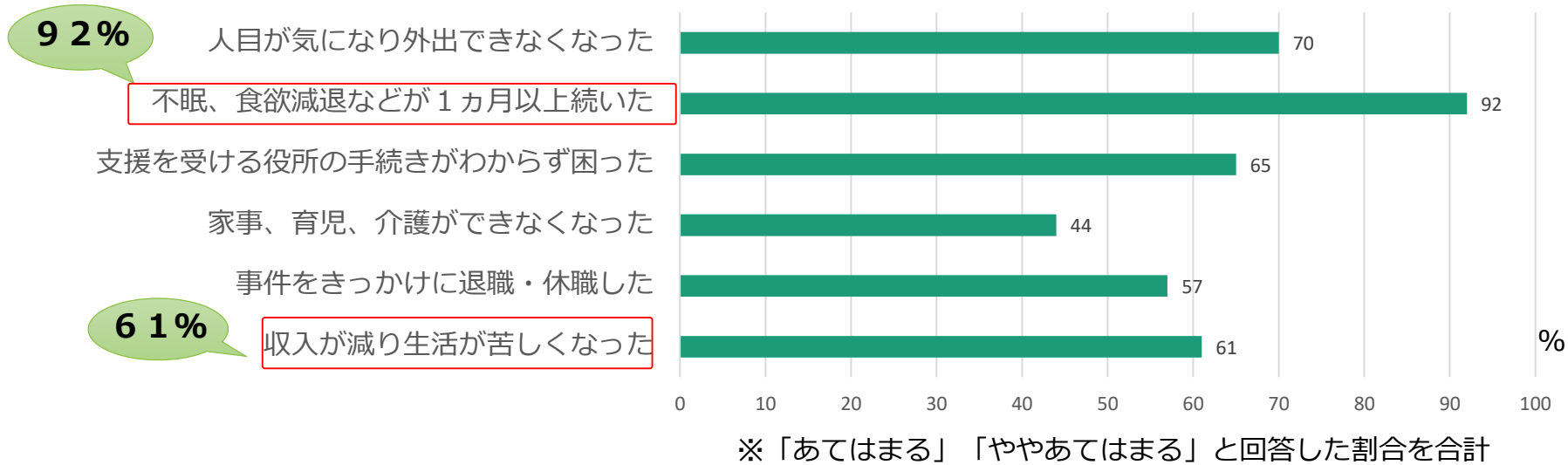


犯罪被害者等の現状

◆犯罪被害者等が置かれている状況等について、アンケート調査を実施

三重県犯罪被害者等支援条例制定にあたっての犯罪被害者等実態調査（三重県）

犯罪被害者等実態調査結果



犯罪被害者等への
途切れることのない支援
が必要！

犯罪被害者等への
経済的支援が必要！

犯罪被害者等支援条例の制定を決意

三重県犯罪被害者等支援条例 (抜粋)

「支援従事者の育成」について

第10条 県は、犯罪被害者等が必要な支援を受けることができるよう、県及び市町の職員その他犯罪被害者等支援に従事する者（以下「支援従事者」という。）に対し、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、支援従事者に対し、自らの配慮に欠けた言動により、犯罪被害者等に対し二次被害を与えることがないよう、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

第10条は、犯罪被害者等支援の充実を図るためには、支援施策全般に通じた者やボランティア等、犯罪被害者等支援を担う人材の育成が重要であることから、県による研修会及び講演会等、人材育成に関する施策の実施について定めるものです。

三重県犯罪被害者等支援推進計画

具体的施策体系図

施策の柱

条例第1条（目的）に基づく

犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び生活再建に対する支援

犯罪被害者等を支える社会の形成の促進

基本施策

相談及び情報の提供

被害の早期回復・軽減のための支援

生活の再建に対する支援

基本施策

総合的な支援体制の整備

犯罪被害者等への理解の促進

「犯罪被害者等支援を目的とした条例等」 (三重県内)

いなべ市【令和2年10月1日施行】

- 相談及び情報の提供
- 市民等の理解の促進

松阪市【令和元年4月1日策定】

- 犯罪被害者等への情報提供
- 日常生活の支援（配食サービス、ハウスクリーニング）
- 市民等の理解の促進

四日市市【令和元年10月4日施行】

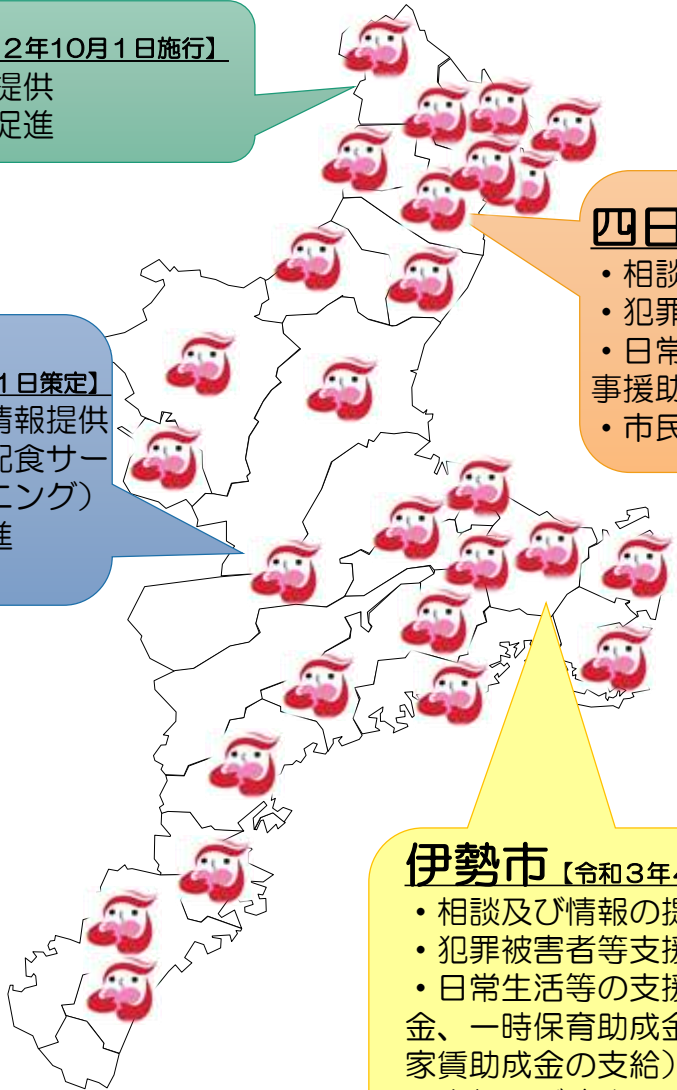
- 相談及び情報の提供
- 犯罪被害者等への支援金の給付
- 日常生活の支援（一時保育費用、家事援助費用、転居費用・家賃の助成）
- 市民等の理解の促進

伊勢市【令和3年4月1日施行】

- 相談及び情報の提供
- 犯罪被害者等支援金の支給
- 日常生活等の支援（家事援助助成金、一時保育助成金、転居助成金、家賃助成金の支給）
- 広報及び啓発
- 人材の育成

県の支援条例制定に続き、各市町での条例等制定の動きも拡大。

三重県及び27の市町（全29市町）で犯罪被害者等支援に関する条例等が制定（令和4年4月1日現在）。それぞれの市町で実情に応じた支援が行われている。



市町訪問

市町担当者の生の意見や、各市町が抱えている課題等を把握するため

三重県、三重県警察、（公社）みえ犯罪被害者総合支援センター

の3者で県内の全29市町及び全18警察署を訪問。

※ 平成31年（令和元年）度実施。
令和2年度からは条例を制定した市町を中心に訪問をしている。

Q 支援施策を実施する上での問題点は何ですか？（全29市町）

- 担当者の経験不足による不安がある。（11市町）
「被害に遭った方を対応したことがない。」
「どうしたらいいかわからない。」
- 主担当業務が防災や防犯に関する業務であり、犯罪被害者等支援業務をすることには違和感がある。（6市町）
- 市役所（町役場）は、地域との密着度が高く、職員の多くが市（町）民と顔見知りであるため、対応が難しい。（8市町）

「犯罪被害者等の支援について」出前講座

市町や関係機関・団体に県職員が赴き、犯罪被害者等支援の必要性や要領について、事例検討をまじえて説明する出前講座を実施しています。

平成31年（令和元年）～



伊勢市役所出前講座



鈴鹿市役所出前講座

ブロック別意見交換会・勉強会

ブロック別意見交換会・勉強会は、

三重県、三重県警察、（公社）みえ犯罪被害者総合支援センターの3者が中心となって、令和2年度から実施しています。

- 市町犯罪被害者等支援施策担当者（29市町、8ブロック）
- 警察署（18署）
- 三重弁護士会
- 日本司法支援センター三重地方事務所（法テラス三重）
- 津地方検察庁
- 三重県公認心理師会

三重県犯罪被害者等支援研修会

研修会では、犯罪被害者ご遺族、学識経験者による講演や犯罪被害者等支援担当者による事例検討やロールプレイング研修を実施することで、実務に直結したノウハウの習得を目指すとともに、関係機関・団体の顔の見える関係の構築を図ります。

※令和2年度から実施。



令和3年度第1回研修会



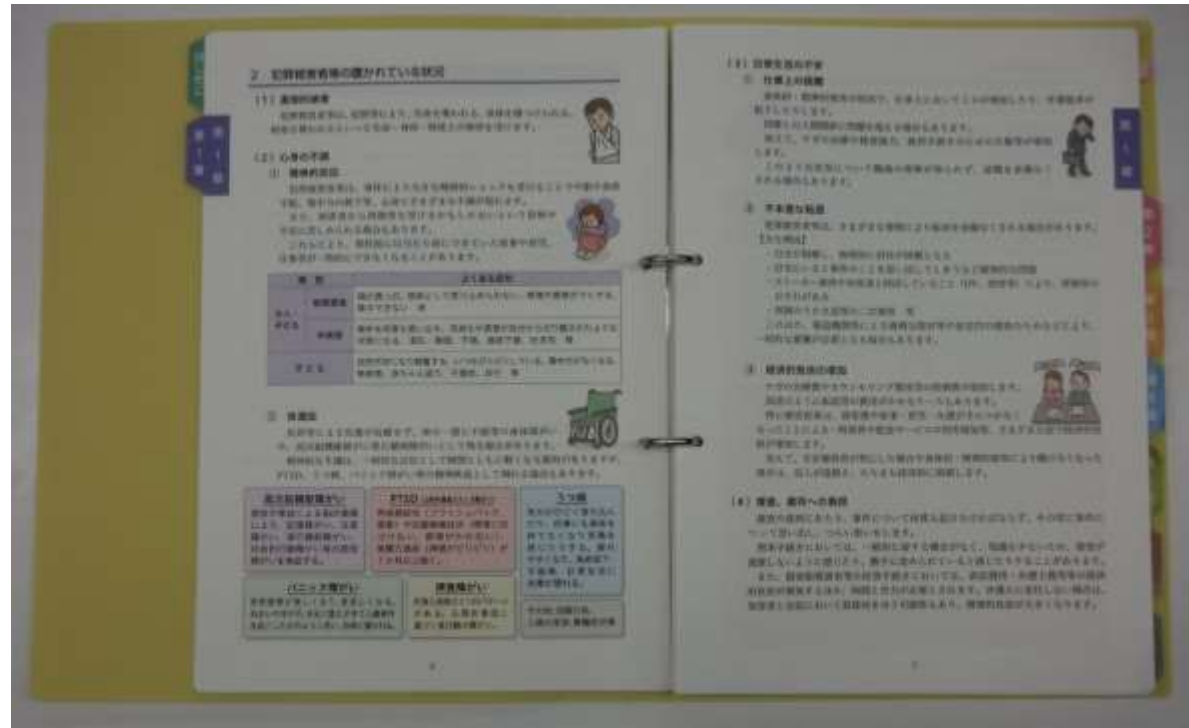
令和3年度第2回研修会

三重県犯罪被害者等支援ハンドブック

三重県犯罪被害者等支援ハンドブックは、市町の担当者や制度が替わっても、犯罪被害者等が平穏な生活を再建するまで、犯罪被害者等の個々の事情に応じた、継続的な支援が提供できるよう、主に市町職員が支援を行う際のポイントや留意点等をまとめた犯罪被害者等支援のマニュアルです。



ハンドブック表紙



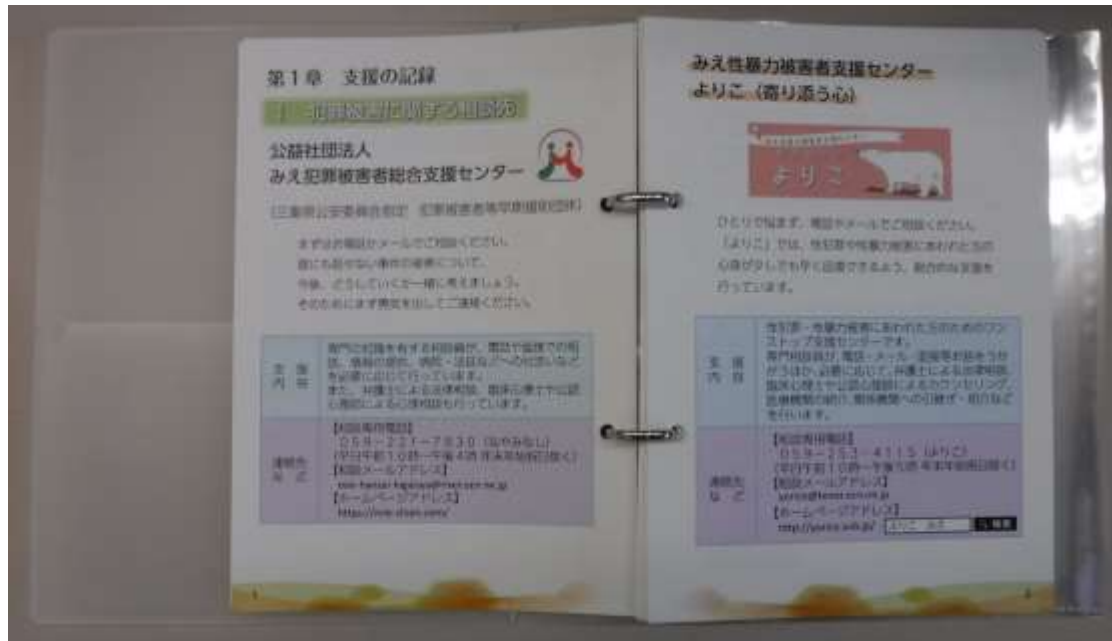
A4リングファイル（差し替え、追加が可能）

犯罪被害にあわれた方のためのノート「灯り」

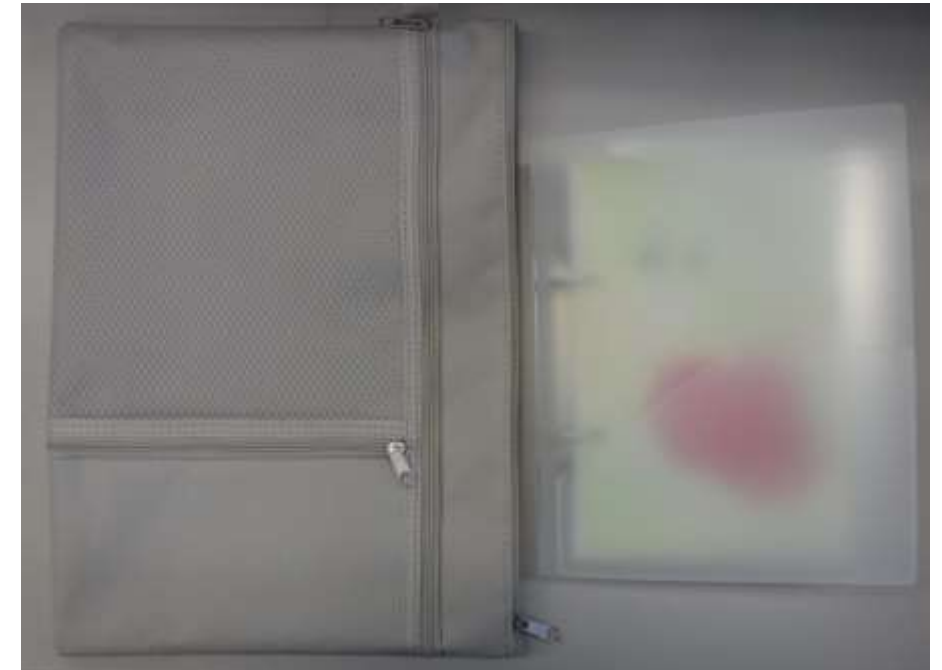
犯罪被害にあわれた方やそのご家族に

- ・被害後の記録をノートに書き込むことで、心や記憶の整理に役立ててもらおう
- ・望む支援や必要な支援を整理し、それらを必要関係機関・団体等に伝えることで、一人一人に寄り添った、途切れのない支援を円滑に受けてもらおう

ことを目的に作成し、市町や警察署、みえ犯罪被害者総合支援センター等で活用していただいています。



A5リングファイル（差し替え、追加が可能）



A4サイズ収納ケース、名刺入れ（クリアーポケット）等付